

# いしかわ版CO<sub>2</sub>削減活動支援制度に関するQ & A

このQ & Aは、平成28年7月6日現在における「いしかわ版CO<sub>2</sub>削減活動支援事業実施要綱」の考え方をまとめたものです。今後、制度の運用にあたり、Q & Aの内容を変更する場合がありますので、最新の情報をホームページでご確認いただくか、県温暖化・里山対策室までお問い合わせください。

石川県環境部温暖化・里山対策室

電話：076-225-1469 FAX：076-225-1479 E-mail：ontai@pref.ishikawa.lg.jp

URL：<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/pp/co2sakugenkatsudoushien/bosyuu.html>

## ●支援の対象について

- Q 1. 支援を受けることができるのはどのような団体ですか。
- Q 2. 支援の対象となる「営利を目的としない団体」とはどのような団体ですか。
- Q 3. 支援の対象となる「営利を目的としない団体」の具体的な例を教えてください。
- Q 4. 企業が森林整備活動をした場合は支援を受けることができますか。
- Q 5. 支援を受ける要件となっている「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」や「いしかわ版里山づくりISO」の認証を受けるのは大変なのですか。

## ●支援の申請について

- Q 6. 支援を受けるための申請をしたいのですが、申し込み期間はいつですか。
- Q 7. 活動場所や時期が異なる場合、同じ団体が複数回の支援申請をすることができますか。
- Q 8. 県から他の補助金の交付を受けていますが、この制度を使うことはできますか。
- Q 9. この制度の支援の対象となる森林整備活動は、どのような活動ですか。
- Q 10. この制度の支援の対象となる森林整備活動の実施期間はいつですか。
- Q 11. どのような経費が支援の対象となりますか。
- Q 12. 「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の申請に必要な「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」の認証を受けるため、活動面積の測量を委託し、活動を実施しましたが、予定どおりに進まず、認証の面積要件である0.3haを下回ってしまいました。この場合、支援金は申請できないのですか。

## ●支援金について

- Q 13. 森林整備活動を実施する前に支援金額を知らせてもらうことはできますか。
- Q 14. 森林整備活動を実施する前に支援金を受け取ることは可能ですか。

## ●協賛について

- Q 15. 森林整備活動を行う団体に協賛したいのですが、申し込み期間はいつですか。
- Q 16. 協賛金はどのように配分されるのですか。
- Q 17. 協賛は個人でもできますか。
- Q 18. 協賛団体を指定することはできますか。

Q19. 協賛した企業にメリットはありますか。

### ●ロゴマークについて

Q20. 協賛後にロゴマークを使うにはどうすればよいですか。

Q21. ロゴマークの使用可能な期間はありますか。

Q22. 協賛金額に限らず、ロゴマーク使用期間は1年間なのですか。

Q23. 協賛してから5年後にロゴマーク使用届出書を提出し、ロゴマークを使用することはできますか。

Q24. ロゴマークを使用する商品や広告は、限定されるのですか。

Q25. ロゴマークの印刷色や大きさの制限など、使い方のルールはあるのですか。

### ●支援の対象について

Q1. 支援を受けることができるのはどのような団体ですか。

A1. 本制度で支援の対象としている団体は、以下の要件を満たす営利を目的としない団体です。

区分	要件
①CO <sub>2</sub> 吸収量認証事業支援金	・県の「石川の森整備活動CO <sub>2</sub> 吸収量認証制度」において、CO <sub>2</sub> 吸収量の認証を受ける予定であること ・県の「いしかわ版里山づくりISO」の認証を受けている、もしくは、認証の申請がなされていること
②森林整備活動等支援金	・県の「いしかわ版里山づくりISO」の認証を受けている、もしくは、認証の申請がなされていること

Q2. 支援の対象となる「営利を目的としない団体」とはどのような団体ですか。

A2. 営利を目的としない団体とは、収益（剰余金）を団体のメンバー（会員）で分配せず、団体が目的としている公益的な活動に充てる団体をいいます。

（例）ある年度で寄付金や会費などで10万円の収入があり、目的としている森林保全の活動に7万円を使い、剰余金3万円が出たケース  
（営利団体）剰余金3万円（の一部）をメンバーで分配できる  
（非営利団体）剰余金3万円（の一部）をメンバーで分配せずに、次の年度の森林保全活動に充てる

Q3. 支援の対象となる「営利を目的としない団体」の具体的な例を教えてください。

A3. 営利を目的としない団体の具体的な例としては、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、ボランティア団体、学校（PTA含

む)、地域住民等が組織する団体など、会則が定められている団体です。

Q 4. 企業が森林整備活動をした場合は支援を受けることができますか。

A 4. 本制度は、営利を目的としない団体を支援の対象としていますので、企業は支援の対象外となります。

Q 5. 支援を受ける要件となっている「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」や「いしかわ版里山づくりISO」の認証を受けるのは大変なのですか。

A 5. 支援の要件となっているこれらの制度は、手続きも簡素で、認証の費用も不要です。くわしくは、石川県環境部温暖化・里山対策室(076-225-1469)までお気軽にお問い合わせください。

(ホームページ) <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/index.html>

## ●支援の申請について

Q 6. 支援を受けるための申請をしたいのですが、申し込み期間はいつですか。

A 6. 「事業計画書」の提出は4月～5月末となります。支援金の区分に応じて「いしかわ版CO<sub>2</sub>削減活動支援事業計画書」を提出してください。

Q 7. 活動場所や時期が異なる場合、同じ団体が複数回の支援申請をすることができますか。

A 7. 活動場所や時期が異なる場合でも、同じ年度では、1団体あたり1回の申請となります。

Q 8. 県から他の補助金の交付を受けていますが、この制度を使うことはできますか。

A 8. 受けようとする県の補助金の補助対象外経費について、上限2万円(測量費、飲食費等)まで本支援金の申請ができます。

(例) 他の補助金を、鎌やなた等の需用費、講師謝金等の報償費、ボランティア保険料等の役務費に充当する予定であるが、当該補助金においては、測量費等の委託料と、飲食代は補助対象外となっている。

→測量費等の委託料と、飲食代を申請することができます。

他の補助金で、鎌やなたを購入する予定としているが、鎌をさらに購入するために本支援金を申請したい。

→他の補助金で補助対象経費となっている場合は、当該補助金

でご対応ください。

Q 9. この制度の支援の対象となる森林整備活動は、どのような活動ですか。

A 9. 「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の対象となる森林整備活動は、「植栽」、「下刈り」、「間伐」、「除伐」、「枝打ち」の5つです（活動面積0.3ha以上）。

※「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」同一要件

「森林整備活動等支援金」は、活動面積が0.3haに満たない場合や、「植栽」、「下刈り」、「間伐」、「除伐」、「枝打ち」に準じる活動（CO<sub>2</sub>吸収量として認められるまでのレベルに満たない活動；例えば草丈以上に成長した林内の下草刈り、景観整備のための林内の草刈り等）の場合についても申請することができます。

Q 10. この制度の支援の対象となる森林整備活動の実施期間はいつですか。

A 10. 「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の対象となる森林整備活動の実施期間は、交付申請日1年前から当年度10月末まで（前年度に認証されている活動は除く）です。

※「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」同一要件

「森林整備活動等支援金」は、原則として当年度4月から12月末です。

Q 11. どのような経費が支援の対象となりますか。

A 11. 本制度では、「森林整備活動の技術指導謝金・旅費」、「消耗器材（鎌、なた等）」、「バス借上料」、「苗木代」、「参加者のお弁当やお茶代など活動に伴う飲食費用」など、森林整備活動に要する経費全般を対象としているほか、支援の要件となっている県の「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」の申請に必要な現地測量費も対象としています。

くわしくは、「いしかわ版CO<sub>2</sub>削減活動支援事業実施要綱」別表をご参照ください。

Q 12. 「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の申請に必要な「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」の認証を受けるため、活動面積の測量を委託し、活動を実施しましたが、予定どおりに進まず、認証の面積要件である0.3haを下回ってしまいました。この場合、支援金は申請できないのですか。

A 12. 「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の支援を受けるには「石川の森整備活動CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」によるCO<sub>2</sub>吸収量の認証を受ける必要があります。そのため、認証の面積要件である0.3haを下回った場合は認証を受けられず、「CO<sub>2</sub>吸収量認証事業支援金」の支援を受けることはできませんが、「森林整備活動等支援金」

の支援を受けられる場合がありますので、個別にご相談ください。

## ●支援金について

Q13. 森林整備活動を実施する前に支援金額を知らせてもらうことはできますか。

A13. 本制度は、事業計画の内容に基づき、検討会で協議し、計画の認定をするしくみとなっており、計画認定通知書で金額の内示をします。計画通りに事業を実施できた場合は、原則、内示どおりの金額の支援金を申請することができます。

Q14. 森林整備活動を実施する前に支援金を受け取ることは可能ですか。

A14. 本制度は、活動実績を考慮し、支援金額を決定するしくみとなっていますので、支援金の受け取りは、活動後になります。

## ●協賛について

Q15. 森林整備活動を行う団体に協賛したいのですが、申し込み期間はいつですか。

A15. 協賛の申込みは、通年で行うことができます。所定の「協賛申込書」を公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議までご提出ください。

Q16. 協賛金はどのように配分されるのですか。

A16. 協賛金は、その全額を本制度による支援金に充てさせていただきます。各団体への支援金額については、県が設置する運営委員会の協議を経て、整備面積、活動内容や要した経費などに応じて、配分することとしています。

Q17. 協賛は個人でもできますか。

A17. 個人でも協賛することができます。

Q18. 協賛団体を指定することはできますか。

A18. 本制度では、協賛する団体を指定することはできません。県が設置する運営委員会の協議を経て、整備面積、活動内容や要した経費などに応じて、配分することとしています。

Q19. 協賛した企業にメリットはありますか。

A19. 協賛企業は、自社商品・広告等に本制度のロゴマークを使用することができます（詳細は後述）。

商品にロゴマークを貼付することで、環境価値を付加し、「エコ貢献商品」として販売することができます。協賛企業は、ロゴマーク商品や広告等を通じて、地域の環境保全に協力している企業として、イメージ向上を図ることができるとともに、「エコ貢献商品」の販売を通じて、環境意識の高い消費者の消費行動につながることも期待されます。

協賛企業名は、県のホームページに掲載し、PRすることとしています。

## ●ロゴマークについて

Q20. 協賛後にロゴマークを使うにはどうすればよいですか。

A20. 協賛企業がロゴマークを使用する場合は、事前に使用案を県に確認のうえ、所定の「ロゴマーク使用届出書」を県（温暖化・里山対策室）に提出してください。

Q21. ロゴマークの使用可能な期間はありますか。

A21. ロゴマークを使用できる期間は、県が受理した「ロゴマーク使用届出書」に記載された期間（協賛金額5万円につき上限1年間）とします。ロゴマークを継続使用する場合は、本事業にあらためて協賛いただき、同様の手続を行う必要があります。

Q22. 協賛金額に限らず、ロゴマーク使用期間は1年間なのですか。

A22. ロゴマークは、協賛金額5万円につき1年間の使用が可能となります。たとえば、13万円の協賛をいただいた場合は、10万円分の2年間の使用が可能となります。なお、この例示の場合、残りの3万円分については、ロゴマーク使用期間に反映されません。

Q23. 協賛してから5年後にロゴマーク使用届出書を提出し、ロゴマークを使用することはできますか。

A23. ロゴマークを使用する場合は、協賛後1年以内に、県に「ロゴマーク使用届出書」を提出する必要があります。したがって、この例示の場合、届出書は受理できず、ロゴマークも使用できません。

Q24. ロゴマークを使用する商品や広告は、限定されるのですか。

A24. 協賛企業の商品や広告であれば、複数の商品や期間内の広告にロゴマークを使用することができます。ただし、使用する場合は、事前に使用案を県に確認のうえ、所定の「ロゴマーク使用届出書」を県（温暖化・里山対策室）に提出してください。

Q25. ロゴマークの印刷色や大きさの制限など、使い方のルールはあるのですか。

A25. ロゴマークの使用にあたっては、別に定める「ロゴマーク使用規程」や「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。